

# 第5次群馬県男女共同参画基本計画（素案）の概要

生活こども課 人権男女共同参画室

## 1 計画策定の趣旨

「群馬県男女共同参画基本計画（第4次）」（平成28～令和2年度）の計画期間が終了することから、本県における男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進することを目的として計画を策定する。

## 2 計画の位置付け

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条及び「群馬県男女共同参画推進条例」第8条に基づく基本計画
- (2) 「群馬県男女共同参画基本計画（第4次）」の後継計画
- (3) 「群馬県生活安心いきいきプラン」の個別基本計画

## 3 計画期間

令和3年度（2021）～令和7年度（2025）（5年間）

## 4 基本理念

「県民総活躍」の実現に向けて、男女が性別にかかわらず、一人ひとりの考え方や生き方が尊重される社会、あらゆる分野への参画の機会が保障され、その個性と能力を十分に発揮できる社会を目指す

## 5 計画策定の基本的な視点

- (1) SDGsの視点
  - ・男女共同参画の推進は、持続可能な活力ある社会の実現にとって不可欠なものであり、男性にとっても、女性にとっても重要な課題である。
  - ・困難を抱え、支援を必要とする者が、誰一人取り残されることのない社会を目指す。
- (2) 社会の新たな変化に対応する視点
  - ・新型コロナウイルス感染症拡大等が社会に与える影響と変化を踏まえながら施策を推進する。
  - ・DXを取り入れ、新たな方法で施策を推進するとともに、その進展に伴う新たな課題へも対応する。

## 6 基本方針

基本方針Ⅰ あらゆる分野における女性の参画拡大

基本方針Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

基本方針Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と社会システムの整備

## 7 新たな課題への対応（第5次計画で新たに位置づけた課題）

- (1) 多様で柔軟な働き方の実現（テレワーク、オンラインの活用等）
- (2) DVに関する各種施策と児童虐待防止対策との連携
- (3) インターネット上の暴力等への対策の推進
- (4) 性的少数者等が抱える困難への理解促進